

くらしの情報

お知らせ

狩猟期間について

長野県では、11月15日から狩猟が解禁となります。

事故防止のため、狩猟者が法令を守り安全に狩猟を行うことはもちろんですが、町民の皆さんも狩猟期間中は事故を防ぐため、山などに入る際はなるべく見通しの良い道を通り、明るく目立つ服装をし、鈴やラジオで音を出すなど、自分の居場所を知らせるよう心がけてください。

●期 間 平成27年11月15日から平成28年2月15日(ただし、わな猟に限り平成28年3月15日まで期間を延長)

問 産業課 農林保全係

☎62-92222

または

諏訪地方事務所 林務課

☎57-2919

秋季体育施設一斉清掃

体育施設の一斉清掃を行います。体育施設利用登録により施設使用料金の免除を受けている団体の皆様は、ご参加ください。

●実施日時 11月15日(日)

午前6時30分～7時30分

※小雨決行

【団体代表の方へ】

清掃箇所と作業用具については、各団体代表者宛て通知をご覧ください。割り当て人数以上の参加者と施設毎の作業用具の手配をお願いします。※各会場責任者と作業責任者は、作業指示をお願いします。

問 生涯学習課 社会体育係

(町民センター内)

☎62-2400

個人事業税(後期分)の納期限は11月30日(月)です

個人事業税は、個人で製造業・請負業・物品販売業・不動産貸付業・医業などを行っている方に課税される県の税金です。平成27年度後期分の納付書を11月中旬に発送しますので、お手元に届きましたら、納期限までにお近くの金融機関または地方事務所税務課窓口で納めてください。

納税に便利な口座振替制度もありますので、来年度の個人事業税の納付からぜひご利用ください。

問 長野県諏訪地方事務所 税務課 課税係

☎57-2609

E-mail: suwachi-zeimu

@pref.nagano.lg.jp

11月27日(金)

午後1時30分

会場 富士見町コミュニティプラザ 2階 大会議室

講師 北村さぬ子氏

(消費生活コンサルタント・コピーながの理事)

問 住民福祉課 住民係

☎62-9112

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、10月1日から時間額746円に改正されました。この機会に賃金の確認をしてみてください。また、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援制度(業務改善助成金や相談窓口)がありますので、ぜひご利用ください。

第32回 みんなのがん教室

諏訪赤十字病院は地域がん診療連携拠点病院として、がんに対する一般的な知識を広く皆様に情報提供するために「みんなのがん教室」を定期的に開催しています。

32回目となる今回は、婦人科のがんについて専門医師がわかりやすくお話しします。

●日時 12月4日(金)

午後3時～午後4時30分

●場所 諏訪赤十字病院 2階 研修センター

●テーマ 婦人科のがん

●講師 諏訪赤十字病院 産婦人科 高木 靖先生

●参加費 無料(申込み不要)

●問 諏訪赤十字病院

がん相談支援センター

☎57-7502

講演・教室

消費者が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないために、だましの手口やだまされないための対処法を学ぶ講演会を、「生活協同組合コープながの」のご協力をいただき開催します。

町民の皆さま、聴講は無料です。予約も必要ありませんので是非お越しください。

●日時 11月27日(金)

午後1時30分

会場 富士見町コミュニティプラザ 2階 大会議室

講師 北村さぬ子氏

(消費生活コンサルタント・コピーながの理事)

問 住民福祉課 住民係

☎62-9112

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、10月1日から時間額746円に改正されました。この機会に賃金の確認をしてみてください。また、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援制度(業務改善助成金や相談窓口)がありますので、ぜひご利用ください。

相談

休日夜間電話労働相談

長野県南信労政事務所では、休日夜間電話労働相談を実施します。仕事等で平日の開庁時間に相談できない方は、この機会をぜひご利用ください。

雇用や労働条件などに疑問や悩みのある方、人事・労働管理上の問題に悩みのある事業所の方など、労働問題全般について、労働相談員が校正・中立的立場でアドバイスします。相談は無料、秘密は厳守します。

●日時 11月15日(日)

午前10時～午後3時まで

●夜間 11月16日(月)

11月17日(火)

午後5時30分～午後8時まで

●電話番号

0265-176-6833

問 長野県南信労政事務所

☎0265-176-6833

司法書士による

「労働トラブル110番」
「どうもおかしい!?」と思って働いている方のために

長野県司法書士会は、次の日程で「労働トラブル110番」を実施します。賃金未払いやサビ残業など、労働に関するトラブルを抱えた方々からの相談を電話でお受けします。

●日時 11月16日(月)・11月24日(火)

午後5時～午後8時

●電話番号(フリーダイヤル)

0120-444-8788

●相談料 無料

●相談例

・給料の支払いが遅れている

・残業手当を支払ってもらえない

・職場でのパワハラ、いじめに耐えられない

・突然解雇を言い渡された等

●問 長野県司法書士会

広報担当理事 依田

☎0267-663-3567

談もお受けします。

●日時

【休日】11月15日(日)

午前10時～午後3時まで

【夜間】11月16日(月)

11月17日(火)

午後5時30分～午後8時まで

●電話番号

0265-176-6833

問 長野県南信労政事務所

☎0265-176-6833

司法書士による

「労働トラブル110番」
「どうもおかしい!?」と思って働いている方のために

長野県司法書士会は、次の日程で「労働トラブル110番」を実施します。賃金未払いやサビ残業など、労働に関するトラブルを抱えた方々からの相談を電話でお受けします。

●日時 11月16日(月)・11月24日(火)

午後5時～午後8時

●電話番号(フリーダイヤル)

0120-444-8788

●相談料 無料

●相談例

・給料の支払いが遅れている

・残業手当を支払ってもらえない

・職場でのパワハラ、いじめに耐えられない

・突然解雇を言い渡された等

●問 長野県司法書士会

広報担当理事 依田

☎0267-663-3567

「土地家屋調査士の行う無料相談会」 ～土地の境界でお悩みの方へ～

長野県土地家屋調査士会では、土地境界紛争に特化した相談窓口を開設し、土地の境界(筆界)の専門家である土地家屋調査士が悩みをお聞きし、適切な対応を行います。

●日時 11月28日(土)

【受付】午後1時～午後4時

【終了】午後5時

●相談時間 1件 30分まで

●会場

諏訪市公民館2階203号室
(諏訪市湖岸通り5丁目12番18号)

●相談内容

・土地の境界に関するトラブルの悩み
・土地、建物に関する登記等のこと

※相談予約は次の問い合わせ先へ、午前10時～午後5時(正午から午後1時を除く)の間にご連絡ください。

問 長野県土地家屋調査士会 事務局
☎0266-2324566

募 集

「第67回全国植樹祭」の2016 式典参加者

平成28年6月5日(日)に長野県で開催する「第67回全国植樹祭」の2016の式典参加者を募集しています。

●応募資格

県内にお住いで、満6歳(小学校1年生)以上の方(平成28年4月1日現在)※18歳未満の方は成人の方と一緒に応募ください。

●募集人数

約1,000名(応募多数の場合は抽選となります)

●応募方法

役場産業課および地方事務所林務課に備付けの「参加応募用紙」に必要事項を記入の上ご応募ください。
お電話での応募はできません。

●募集締切

平成27年11月30日(月)
当日消印有効

申込問 第67回全国植樹祭
長野県実行委員会 事務局

☎0266-2357377



平成28年4月開校

「長野県南信工科短期大学校」
推薦入学試験(後期)受験生

●推薦入学試験(後期)募集人数

【機械・生産技術科】若干名

【電気・制御技術科】若干名

●出願資格

【高等学校長推薦】県内の高校を28年3月に卒業見込みの者および27年3月以降に卒業した者

【特別推薦】高校を卒業した者※で、県内の事業所に1年以上勤務する者他

【自己推薦】県内に在住する者で、高校を卒業した者※または28年3月卒業見込みの者他

※高校卒業と同等以上の学力を有すると認められる者を含む

●日程

【出願期間】

11月30日(月)～12月10日(木)

【試験日】12月19日(土)

【合格発表】12月24日(木)

●試験会場 伊那市生涯学習センター

資料請求問 長野県産業労働部

人材育成課 工科短大建設担当

(伊那技術専門校内)

☎02665715051

富士見の日 第3回フォトコンテスト 応募作品募集中



問 富士見町観光協会 ☎0266-62-5757 または 産業課 商工観光係 ☎0266-62-9342

2月23日を「富士見の日」として定めていますが、現在、富士見町の魅力を発信する企画「富士見の日 第3回フォトコンテスト」を開催し、富士見町内から見える四季の富士山と八ヶ岳の景観を切り撮った写真を募集しています。富士山・八ヶ岳を入れた日常生活(人・農作業・アクティビティ等)との関わりを写し撮った作品なども応募してください。

入賞作品は、平成28年2月21日に開催する「富士見の日」で表彰します。

【応募期間】平成27年12月28日(月)まで

【最優秀賞】2名(各部門1名) 20,000円相当の景品 【優秀賞】2名(各部門1名) 10,000円相当の景品

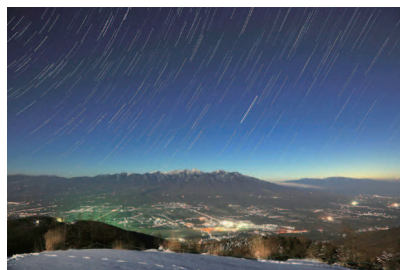
【富士見町長賞】2名(各部門1名) 5,000円相当の景品 【町民賞】2名 5,000円相当の景品

※応募方法、その他詳細については、下記URL、または募集チラシをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/photcon.html>



第2回 富士山部門 最優秀賞
「秋の富士山」



第2回 八ヶ岳部門 最優秀賞
「月明かりの富士見町・八ヶ岳」